

第九号議案

江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

目次

江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 江戸川区行政不服審査会（第三条 第十条）

第三章 雑則（第十一条 第十三条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第一項及び第四項の規定に基づく江戸川区行政不服審査会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第二章 江戸川区行政不服審査会

（設置）

第三条 江戸川区（以下「区」という。）に、江戸川区長（以下「区長」という。）の附属機関として、江戸川区行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四条 審査会は、区長が委嘱する委員三人をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、非常勤とする。

2 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第六条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

3 専門委員は、非常勤とする。

4 専門委員は、会長の命を受けて専門の事項を調査し、その調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

（出頭者の費用弁償）

第八条 法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定により、事実の陳述又は鑑定のため、審査会の求めに応じて出頭した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出頭した場合においては、支給しない。

2 費用弁償の種類及び額は、職員の旅費に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十三号。以下「旅費条例」という。）に定める種類及び六級の職務にある者相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償する。
（写しの交付に係る費用負担）

第九条 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第四項の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に要する費用は、交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

3 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による主張

書面若しくは資料又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧に係る手数料の額は、江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の規定にかかわらず、無料とする。

（庶務）

第十条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第三章 雑則

（出頭者の費用弁償）

第十一条 法第三十四条（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、事実の陳述又は鑑定のため、審理員（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合においては審査庁）の求めに応じて出頭した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出頭した場合においては、支給しない。

2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の出頭した者について準用する。（写しの交付に係る費用負担）

第十二条 法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第三十八条第一項（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に要する費用は、交付を受ける審査請求

人又は参加人の負担とする。

3 法第三十八条第一項の規定による書面若しくは書類又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧に係る手数料の額は、江戸川区事務手数料条例の規定にかかわらず、無料とする。

4 前三項の規定は、他の法令において準用する法第三十八条第一項の規定により交付を受け、又は閲覧を行う場合について準用する。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の改正に伴い、江戸川区行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関する事項等について定める必要があるので、本案を提出いたします。